瑞穂市都市計画　総括図

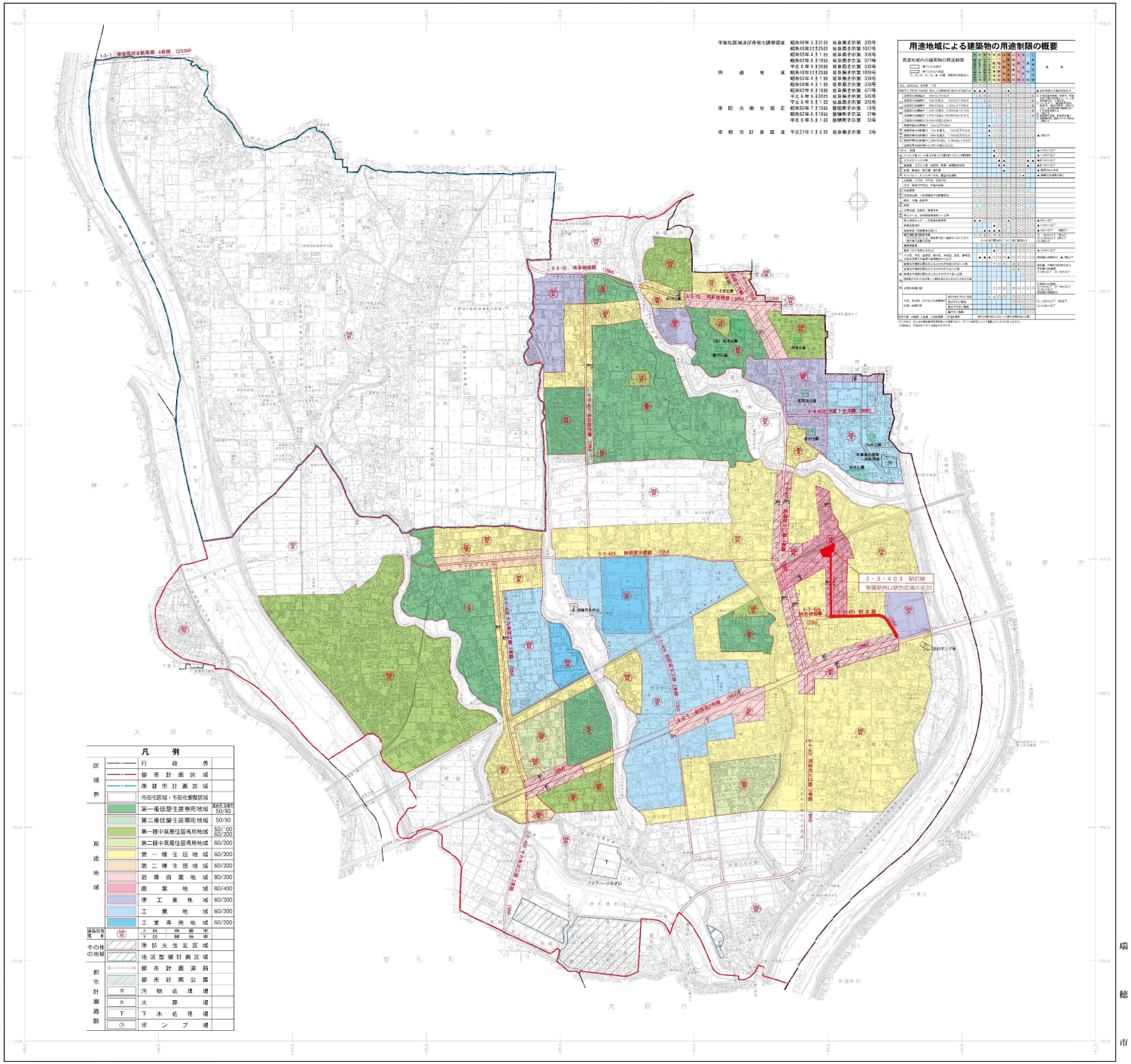

市街化区域及び市街化調整区域　昭和48年3.31日　岐阜県告示第235号
昭和49年12.25日　岐阜県告示第1017号
昭和55年4.11日　岐阜県告示第338号
昭和62年6.18日　岐阜県告示第377号
平成6年9.20日　岐阜県告示第585号
用途地域　昭和49年12.25日　岐阜県告示第1018号
昭和55年4.11日　岐阜県告示第339号
昭和62年6.18日　岐阜県告示第377号
平成6年9.20日　岐阜県告示第585号
平成8年5.31日　岐阜県告示第375号
準防火地域指定　昭和50年7.10日　穂積町告示第19号
昭和62年6.18日　穂積町告示第37号
平成6年5.31日　穂積町告示第32号
準都市計画区域　平成27年1.19日　岐阜県告示第2号

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限

○ 建てられる用途
▲ 建てられる用途（条件・面積・階数等による）
× 建てられない用途

	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿					○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅（非住宅部分が50m²以下かつ延べ面積の1/2未満）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の用途に供する部分が150m²以下の兼用住宅			○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 日用品販売店、喫茶店、理髪店、美容院、クリーニング店、床面積の合計が150m²以内のもの
店舗等の用途に供する部分が500m²以下の兼用住宅				○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 上記以外のもの
店舗等の用途に供する部分が1,500m²以下の兼用住宅					○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の用途に供する部分が3,000m²以下の兼用住宅						○	○	○	○	○	○	
店舗等の用途に供する部分が10,000m²以下の兼用住宅							○	○	○	○	○	
店舗等の用途に供する部分が10,000m²を超える兼用住宅								○	○	○	○	
事務所等の用途部分が150m²以下の兼用住宅					▲	○	○	○	○	○	○	
事務所等の用途部分が1,500m²以下の兼用住宅					▲	○	○	○	○	○	○	
事務所等の用途部分が3,000m²以下の兼用住宅						○	○	○	○	○	○	
事務所等の用途部分が10,000m²以下の兼用住宅							○	○	○	○	○	
事務所等の用途部分が10,000m²を超える兼用住宅								○	○	○	○	
ホテル、旅館				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
共同住宅、寄宿舎、下宿の用に供する部分が3,000m²以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
カラオケボックス等				▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲ 3,000m²以下
麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬場、ゴルフ練習場等				▲	▲	○	○	○	○	▲	▲	▲ 3,000m²以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場					▲	○	○	○	○	○	○	▲ 客席200m²未満
キャバレー、ナイトクラブ等、風俗営業の施設							○	○	○	○	○	▲ 風俗営業の許可を受けるもの
店舗、事務所、ホテル、旅館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等学校等、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、浴場、温泉浴場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
商店、飲食店、一定規模以下の卸売市場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆便所、自動車車庫等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ボウリング、体育館等運動施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
展示場等の用に供する部分が1,500m²以下のもの	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
展示場等の用に供する部分が3,000m²以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
自動車車庫（附属車庫を除く）	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300m²以下 （備考7）
単独車庫（附属車庫を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300m²以下 （備考7）
自動車車庫の用に供する部分が300m²以下の附属車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車車庫の用に供する部分が300m²を超え600m²以下の附属車庫			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
倉庫業倉庫									○	○	○	
畜舎（15m²を超えるもの）	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m²以下
工場（パン、豆腐、豆腐用凝固剤、味噌、醤油、酒類、清涼飲料水、食用油脂、菓子類の製造業を除く。）	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積が▲1,500m²以下
製造業や倉庫業を営むもの（危険性や環境を害する恐れが非常に少ないもの）				○	○	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積が▲3,000m²以下
製造業や倉庫業を営むもの（危険性や環境を害する恐れがやや少ないもの）						○	○	○	○	○	○	作業場の床面積が▲10,000m²以下
製造業や倉庫業を営むもの（危険性や環境を害する恐れがあるもの）									○	○	○	
自動車修理工場					▲	○	○	○	○	○	○	作業場の床面積が▲150m²以下
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の施設	指定数量の20倍以下の施設								○	○	○	▲ 3,000m²以下 ▲指定数量の10倍以下
	指定数量の10倍を超える施設									○	○	▲ 3,000m²以下
	指定数量の倍数を超える施設										○	
生ごみ処理、肥料製造、汚物処理、ごみ処理等の施設	都市計画決定施設以外の施設											

備考1 建築物の用途の制限は、建築基準法第48条第1項ただし書の規定による。
備考2 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考3 ○は、法令の規定により、建築物の用途を制限しないものである。
備考4 ○は、法令の規定により、建築物の用途を制限しないものである。
備考5 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考6 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考7 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考8 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考9 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考10 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考11 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考12 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考13 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考14 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考15 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考16 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考17 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考18 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考19 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考20 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考21 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考22 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考23 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考24 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考25 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考26 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考27 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考28 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考29 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考30 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考31 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考32 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考33 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考34 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考35 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考36 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考37 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考38 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考39 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考40 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考41 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考42 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考43 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考44 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考45 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考46 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考47 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考48 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考49 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考50 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考51 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考52 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考53 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考54 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考55 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考56 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考57 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考58 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考59 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考60 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考61 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考62 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考63 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考64 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考65 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考66 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考67 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考68 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考69 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考70 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考71 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考72 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考73 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考74 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考75 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考76 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考77 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考78 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考79 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考80 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考81 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考82 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考83 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考84 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考85 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考86 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考87 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考88 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考89 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考90 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考91 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考92 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考93 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考94 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考95 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考96 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考97 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考98 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考99 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。
備考100 ▲は、建築物の用途を制限した条例（ただし書の規定による。）の内容を示したものである。

1．本図は、令和３年1月現在の1：2,500瑞穂市都市計画基本図を縮小編集したものである。
2．令和４年３月調製

株式会社パスコ調製

瑞穂市